資料３－１

（会議後公表）

本格研究（令和9年度着手）の募集案について（概要）

1．研究開発の分類

<table>
<tr><th>分類</th><th>本格研究</th><th>FS研究</th><th>短期研究</th></tr>
<tr><td rowspan="2">概要</td><td rowspan="2">・道路行政の技術開発ニーズに対応する研究開発
・提案型研究開発</td><td colspan="2">・道路行政の技術開発ニーズに対応する研究開発</td></tr>
<tr><td>本格研究の実施に向けた実行可能性調査として実施するもの</td><td>短期的に実施可能な小規模な研究開発</td></tr>
<tr><td>研究規模</td><td>500万円程度から最大5,000万円/年</td><td colspan="2">最大300万円/年</td></tr>
<tr><td>研究期間</td><td>最大３年間程度</td><td>最大１年間程度</td><td>１年間程度/回
（同じテーマで連続2回まで申請可能）</td></tr>
<tr><td>募集・採択</td><td>年1回募集し毎年３月頃に採択を決定
年間5件程度の採択を想定</td><td colspan="2">3月～11月まで随時募集・審査し採択を決定
年間10件程度の採択を想定（R8年度）</td></tr>
</table>

2. 本格研究で募集する研究開発（案）

公募パターン	道路行政の技術開発ニーズに対応する研究開発	提案型研究開発
概　　要	道路行政の技術開発ニーズは、以下の5つの施策テーマ毎に設定し、HPで公表（https://www.mlit.go.jp/road/tech/donyu/index.html） ※5つの政策テーマ： (1)活力のある持続可能な地域社会の形成 (2)強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会 (3)インフラ分野が先導するグリーン社会の実現 (4)戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化 (5)道路施策の実効性を確保 ※「第6次社会資本整備重点計画」における重点目標等より技術開発ニーズの領域を設定	（道路行政の技術開発ニーズに記載はないが、）新たな発想に基づく研究開発の提案で、道路行政の進展に資するもの
研究費規模	500万円程度から最大5，000万円で設定	
研究期間	最大3年間	

3. 本格研究のスケジュール（公募・審査の手順）（案）

① 令和9年度 本格研究の募集要領・審査要領（第57回 新道路技術会議）　（9月15日）

② 令和9年度 本格研究の公募　（9月下旬～10月末）

③ 一次審査の実施　（～11月下旬）

- 国交省担当行政官・担当研究官が、評価基準（必要性、有効性、妥当性）に基づき、評価を実施
- 委員からの推薦案件の確認。

④ 各分科会（ソフト／ハード）によるヒアリング審査の実施　（～12月下旬頃）

- 分科会（ソフト／ハード）毎にヒアリング審査を開催（1課題あたりの時間は、説明10分、質疑10分。）
- 説明・質疑応答を踏まえ、分科会毎に合議により各応募案件の順位付けを行う。

⑤ 令和9年度 本格研究の新規研究採択時評価（新道路技術会議）　（～3月上旬頃）

ヒアリング審査の結果を踏まえ、合議により令和9年度新規採択研究を審議・決定。

⑥ 審議結果の通知及び公表　（会議開催後）

- 結果を問わず、研究代表者に書面にて事務局から通知
- 道路局ホームページ等において、採択された研究（研究テーマ名と応募時の研究概要等）を公表

⑦ 令和9年度 本格研究の新規採択研究開発課題の委託契約手続きの開始　（4月頃～）

国土技術政策総合研究所、地方整備局、もしくは国土技術政策総合研究所、地方整備局が手続きを委託する請負者が研究代表と委託契約を締結

4. 本格研究の審査・評価について（案）

（1）審査の手順

応募があった研究開発の審査は一次審査、ヒアリング審査、二次審査の手順で行う（なお、一次審査と並行して、各委員に応募書類一式を参考送付し、推薦案件の有無を確認予定）。この際、FS研究（R4年度から実施しているFS研究を指す）実施中の研究については、その進捗状況や成果に関する説明を求める。

一次審査	政策テーマ毎に担当行政官と研究官が応募書類に基づき、必要性、有効性、妥当性の観点から一次審査を実施。
ヒアリング審査	一次審査を通過した研究について、各分科会において応募者にヒアリング審査を実施。
二次審査	ヒアリング審査の結果を踏まえ、新道路技術会議での合議により二次審査を実施。

（2）一次審査項目

一次審査項目における必要性、有効性、妥当性の詳細は下表のとおりとします。

研究の必要性	社会的意義	道路行政の技術開発ニーズに適合しているか・研究に社会的意義があるか
	科学的・技術的意義	発想や期待される成果、研究方法にこれまでにない新規性があるか さらに新たな政策研究への展開を開けるなどの先導性があるか
研究成果の有効性	実効性	今後の道路行政に対する実効性のある成果が望めるか
	業務の効率性	研究開発により、業務の効率性が大幅に向上するか
研究計画の妥当性	実施体制	研究の目的に沿って、研究期間内に目指す目標を達成するために適正かつ研究規模に応じた実施体制（人員、役割・責任分担、設備、スケジュール、連携先等）となっているか
	費用	研究成果に見合ったコストとなっており、研究経費の内容 （外注がある場合はその必要性、範囲等を含め）も適切であるか ※必要に応じ、研究代表者に内訳等の追加資料を求めるものとする
	既存研究の成果等	FS研究の進捗状況や成果、または独自の研究の成果等、研究の現在の到達点を踏まえ、本格研究として想定している成果が望めるか

4. 本格研究の審査・評価について（案）

（3）一次審査基準	一次審査では、審査基準に沿って下記の重み付けで定量的に評価。 研究の必要性20%　研究成果の有効性60%　研究計画の妥当性20%
（4）研究成果の評価	• 新道路技術会議は、研究成果の評価を行うため、中間評価及び事後評価を実施する。 • 中間評価については、複数年度にまたがる研究を対象として、研究成果について毎年度、研究の見通しや進捗、研究の目的に沿って研究期間内に目指す目標の達成状況、研究費の配分や研究継続の妥当性などについて評価を行い、次年度以降の研究費の適正化を図る。 • 事後評価については、研究期間が終了した研究を対象として、研究代表者から研究成果に関する報告を求め、研究の目的に沿って研究期間内に目指した目標の達成度や研究成果の活用・発展性、道路政策の質の向上への反映見込みなどについて評価を行う。 • 研究期間内に目指す目標が変更された場合は、その変更の趣旨を踏まえて評価を行う。※ ※ 例えば、研究開始後に生じた新たな事実の発見や社会情勢の変化等により、採択時に目指した目標が変更された場合は、変更後の目標をもとに評価する。 ※ 一方、例えば、本人の責により研究の進捗状況が思わしくなく、採択時に目指した目標の達成をあきらめて、目標が変更された場合は、採択時の目標をもとに評価する。

（本格研究の審査結果の公表について）

- 国土交通省では、行政機関が行う政策の評価に関する法律（政策評価法）及び国土交通省政策評価基本計画（令和6年3月）に基づき、個別研究開発課題について事前評価を実施し、「個別研究開発課題評価書」を公表することとなっている。
- 本格研究で採択した研究については、国土交通省道路局HP上での公表に加えて、「個別研究開発課題評価書」の様式でも結果を公表する。

5. 本格研究の採択～評価の流れ（案）

採択～評価の流れ（研究期間3年の場合）

